## 職員の職に関する規則

「昭和 49 年 5 月 14 日 、本 部 規 則 第 1 号)

改正 昭和57年9月22日本部規則第3号 昭和58年3月12日本部規則第2号 昭和59年3月26日本部規則第3号 昭和59年5月2日本部規則第6号 昭和63年4月1日本部規則第2号 平成 元年 4 月 3 日本部規則第 2 号 平成 3 年 2 月 4 日組合規則第 2 号 平成 4 年 12 月 22 日組合規則第 5 号 平成 6 年 5 月 31 日本部規則第 2 号 平成 7 年 12 月 19 日組合規則第 5 号 平成 10 年 3 月 17 日組合規則第 4 号 平成 13 年 3 月 27 日組合規則第 4 号 平成 15 年 4 月 1 日組合規則第 7 号 平成 18 年 7 月 18 日組合規則第 8 号 平成 19 年 3 月 27 日組合規則第 7 号 平成 21 年 3 月 26 日組合規則第 4 号

## (趣旨)

第1条 消防組織法(昭和22年法律第226号)第16条第2項に規定する消防吏員の階級及び当該階級に対応する職については、別表のとおりとする。

附 則

この規則は、昭和49年5月15日から施行する。

附 則(昭和57年本部規則第3号)

この規則は、昭和57年10月1日から施行する。

附 則(昭和58年本部規則第2号)

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則(昭和59年本部規則第3号)

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(昭和59年本部規則第6号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則(昭和63年本部規則第2号)

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成元年本部規則第2号)

この規則は、平成元年4月5日から施行する。

附 則(平成3年組合規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年組合規則第5号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成6年本部規則第2号)

この規則は、平成6年6月1日から施行する。

附 則(平成7年組合規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年組合規則第4号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成13年組合規則第4号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成15年組合規則第7号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成18年組合規則第8号)

この規則は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則(平成19年組合規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年組合規則第4号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

## 別表

DFF VID	職	
肾 級 	本 部	署(警防隊)
消防監	消 防 長 参 事	
消防司令長	次 長 課 長 参 事	署 長 副 署 長 課 長
消防司令	課 長 補 佐参 事 補 佐	中 隊 長課長補佐
消防司令補	係 長 主 査	係 長 小 隊 長 主 査 副 小 隊 長
消防士長	主 查 主 任	主 查 主 任 副 小 隊 長
消防副士長	副主任	副 主 任 隊 員
消防士	主事	主 事 隊 員

<sup>\*</sup> 副小隊長、隊員については、警防隊編成上の職務として配置する。